

野田市営繕工事週休2日制適用工事 試行要領に関するQ & A

令和6年4月版

Q1 現場閉所（現場休息）する日の決まりはありますか。

A1 曜日指定等はなく、対象期間（現場着手日から現場完成日まで）全体で4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%以上）の現場閉所（現場休息）に向けて取り組んでください（要領第2条）。

現場閉所（現場休息）予定日は、発注者と協議してあらかじめ決めてください（要領第6条第1項）。

Q2 対象期間の後半にまとめて現場閉所を行い、対象期間全体で現場閉所（現場休息）率を確保した場合、週休2日の達成と認められますか。

A2 対象期間全体で現場閉所（現場休息）率が28.5%以上になれば週休2日の達成と認められます（要領第2条第1号）。ただし、本試行の趣旨をご理解いただき、休日取得の平準化に努め、対象期間内の4週8休を達成できるように取り組んでください。

Q3 夏期休暇における現場閉所率はどのように算出したらよいですか。

A3 夏期休暇3日間については、対象期間から除外して算出してください。夏期休暇が4日の場合は、1日分は現場閉所日にカウントしてください（要領第2条第2号）。

Q4 年末年始休暇における現場閉所率はどのように算出したらよいですか。

A4 年末年始休暇期間（6日間）については、対象期間から除外して算出してください（要領第2条第2号）。

Q5 対象期間が4週（28日）未満だった場合の現場閉所率はどのように考えればよいですか。

A5 対象期間内の現場閉所日数を対象期間日数で除して算出してください。
・例：8日／26日×100＝30.7%

Q6 降雨、降雪等による予定外の現場閉所（休工）は、現場閉所日として認められますか。

A6 現場閉所日として扱います（要領第2条第4号）。

Q 7 要領第2条第4号でいう「巡回パトロールや保守点検等業、現場管理上必要な作業」とはどのような作業ですか。

A 7 次のような作業が考えられます。

1. 現場内の定期的な巡回パトロール
2. 災害の発生が予想される場合の予防作業（強風による飛散防止対策等の第三者被害防止作業等）及び災害発生時（緊急時の安全パトロール等）の対応作業
3. コンクリートの養生等、品質を確保しうるうえで必要な作業
4. 交通誘導警備

Q 8 要領第2条第4号でいう「巡回パトロールや保守点検等」として認められない作業はどのような作業ですか。

A 8 次のような作業は認められません。

1. 測量や丁張出し
2. 工事写真の撮影
3. 出来形測量
4. 書類作成等の事務作業

Q 9 午前中作業をして、午後雨天のために現場閉所した場合、現場閉所日にカウントできますか。

A 9 1日を通して現場閉所した場合のみ、現場閉所日にカウントします（要領第2条第4号）。

Q 10 週休2日制の現場着手日と現場完成日を教えてください。

A 10 現場着手日は、現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始する日になります（要領第2条第6号）。

また、現場完成日は、現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日になります。（要領第2条第7号）

Q 11 夜間工事における施工日はどうなりますか。

A 11 着手した日を施工日として計上してください。

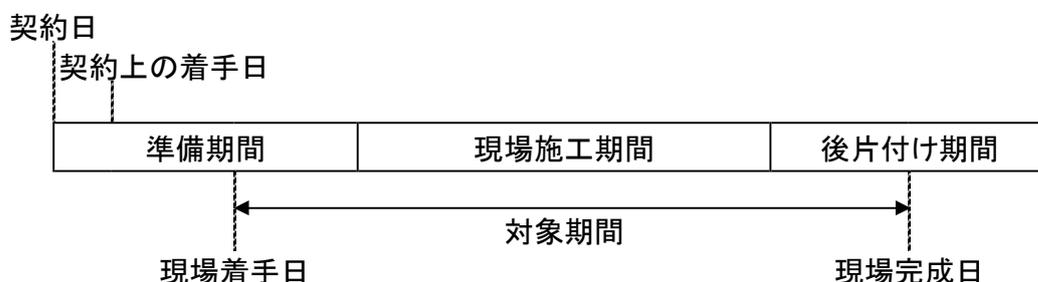
例：金曜日の22：00～土曜日の5：00までの夜間工事の場合
金曜日を施工日として計上

Q12 要領第3条第1号でいう「現場施工が1週間未満の工事」とはどのような意味ですか。

A12 現場における「工事本体」の作業が1週間未満（不稼働日含む）の場合には、週休2日の取組があまりにも短くなってしまうため対象外とします。

発注時点で現場施工が1週間未満であることが明らかな場合には対象外とします。また、契約締結後、受注者が工程表等を作成した時点で現場施工が1週間未満となった場合も対象外として処理します。

※現場閉所日をカウントする「対象期間」は準備工、後片付けを含めた期間を指し、この規定の「現場施工」とは考え方が異なりますので注意してください。



Q13 受注者がやらなければならない作業、資料作成等について教えてください。

A13 詳細は要領（第6条）をご覧ください。主に以下の作業が必要です。

1. 発注者との工事工程等の共有
2. 現場着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を協議
3. 工事掲示板等への週休2日制適用工事である旨の掲示
4. 毎月、現場閉所日数及び現場閉所率を記載したチェックリストの提出

（この際、現場閉所の確認用に作業日報等を提示してください）

Q14 計画工程表はどのように作成すればよいですか。

A14 任意様式で、現場閉所予定日を記載して作成してください（別添の作成例を参考にしてください）。

Q 1 5 計画した現場閉所予定日に作業する場合はどうすればいいです

A 1 5 監督職員に事前に連絡してから作業を実施してください(要領第6条第3項)。

本試行の趣旨をご理解いただき、振替閉所日が集中することがないように設定するなど休日取得の平準化に努め、対象期間内の4週8休を達成できるように取り組んでください。

Q 1 6 工期を延伸した場合はどうすればよいですか。

A 1 6 週休2日の達成は延伸した工期も含めた現場閉所率で判断します。

工期を延伸した場合には、改めて要領第6条第2項及び第3項の手続を行い、新たな計画工程表を基に現場閉所を実施してください。

Q 1 7 週休2日の確保を理由に工期延伸は認められますか。

A 1 7 土日祝日を含めた雨休率を考慮した工期設定で発注しているため、週休2日の確保を理由にした工期延伸は認められません。

ただし、工事日程の条件に変更が生じた場合や、著しい悪天候により不稼働日が想定より多く発生した場合など、受注者の責によらないものであれば工期延伸について協議します。

Q 1 8 現場代理人及び主任(監理)技術者や作業員が適用工事の現場閉所日に適用工事以外の工事現場で作業した場合の取扱いはどうなりますか。

A 1 8 週休2日の達成は、適用工事での現場閉所率で判断します。

ただし、本試行の趣旨をご理解いただき、作業員が週休2日を確保できるように努めてください。

Q 1 9 週休2日を達成できなかった場合、何かペナルティはありますか

A 1 9 工事成績評定点の減点はしませんが(要領第8条)、補正分を減額する変更契約を行います(要領第4条第2項)。

指名停止も行いません。

Q20 週休2日を達成した場合、工事成績評定にどのように反映されますか。

A20 工事成績評定点を算出した後に点数が加算されるわけではなく、工事成績評定を行う中で、各項目での加点や評価を行います。評定の割合や他項目との兼ね合いもあるため、一概に加点される点数が決まるものではありません。

加点評価の考え方は、平成30年4月6日付け国技建管第1号「働き方改革及び週休2日に係る工事成績評定の取扱いについて」に基づいています。詳細は以下のとおりです。

①働き方改革

考查項目別運用表 別紙-1⑫

5. 創意工夫 I. 創意工夫（主任監督職員評価項目）

本細別では、【その他】において次の新規事項を追加し、他の模範となるような受注者の働き方改革に係る下記取組を当該工事において実施した場合に評価する。

その他（理由：週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。）：+1点

その他（理由：若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。）：+1点

※事項名「週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。」については、週休2日の確保自体を評価する項目ではなく、他の模範となるような、週休2日の確保に向けた受注者の取組（社員教育や情報共有方法等）を当該工事で実施した場合に評価する。

②週休2日の確保

考查項目別運用表 別紙-1⑬⑭

2. 施工状況 II. 工程管理（主任監督職員評価項目）

本細別では、新規事項を追加し、週休2日の確保を行った場合は、下記2事項両方で評価するものとする。

休日の確保を行っている。

その他（理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行っている。

考查項目別運用表 別紙-2①

2. 施工状況 II. 工程管理（統括監督職員評価項目）

本細別では、新規事項を追加し、週休2日の確保を行った場合は、下記2事項両方で評価する。

配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。

その他（理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。

Q 2 1 工事の施工途中で4週8休の達成が不可能となった場合は、どのようにすればいいですか。

A 2 1 4週8休が達成できない場合は、減額変更します。(要領第4条第2項)。

達成が不可能になった場合でも重要な事例になりますので、現場完成日までは現場閉所日(現場休息)のカウントを行い、監督職員への報告も継続します。

ただし、不可能となった理由が受注者の責によらないものであれば、対象期間の変更等ができますので、発注者と協議してください。

Q 2 2 土木工事では、週休2日促進工事の場合、共通仮設費、現場管理費及び機械経費(賃料)についても補正を行うこととしているが、これらの経費について、営繕工事では補正を行わない理由について。

A 2 2 営繕工事の場合、共通仮設費及び現場管理費については、共通費積算基準に基づき工期に応じて算出することになっていることから、これらの経費については週休2日(現場閉所(現場休息))を前提とした工期で設定するため補正は必要ありません。

営繕工事における機械経費(賃料)のうち、タワークレーンの賃料については工事ごとの施工条件に即した存置日数による見積りによって計上しており、また、移動可能なホイールクレーンの賃料についてはスポットでの稼働日分を計上しているため、いずれも週休2日(現場閉所(現場休息))を前提とした補正は必要ありません。

Q 2 3 見積りで積算する部分が補正対象にならない理由について。

A 2 3 発注者側積算で専門工事業者等から徴取する見積価格(建設現場での労務単価を含む価格)を参考として設計単価を設定する場合には、公共建築工事標準仕様書の施工条件(土日祝、年末年始休工)を前提とした価格を参考とするため、週休2日の補正を行う対象にはなりません。

Q 2 4 「現場閉所(現場休息)の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。」とあるが、どのような書類を指しているのか。

A 2 4 月間工程表、週間工程表及び日報等を示している。

Q & A 利用上の留意事項

- 1 Q&Aの記載内容は、予告なく変更・追加・削除する場合があります。
- 2 Q&Aの記載内容は、標準的な考え方を示していますので、入札公告や特記仕様書等で特別に記載されている内容が優先となります。

